

鎌情・個審議第7号
令和2年(2020年)11月19日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松田 道佐

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、令和2年(2020年)11月19日付け鎌商第1936号をもって諮問のありました個人情報の利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務 担当課	事務の名称	個人の 類 型	利用する 個人情報	利用する理由	利用先
44	商工課	鎌倉応援買 い物・飲食電 子商品券事 務	対象者	身体障害者手帳事務 の対象者のうち、視 覚障害がある対象者 情報（世帯番号、対象 者氏名、生年月日、住 所）	鎌倉応援買い物・飲 食電子商品券を全 市民に配付するに あたり、左記対象者 に配慮し、封筒に点 字シールを貼付す るため。	障害福祉 課